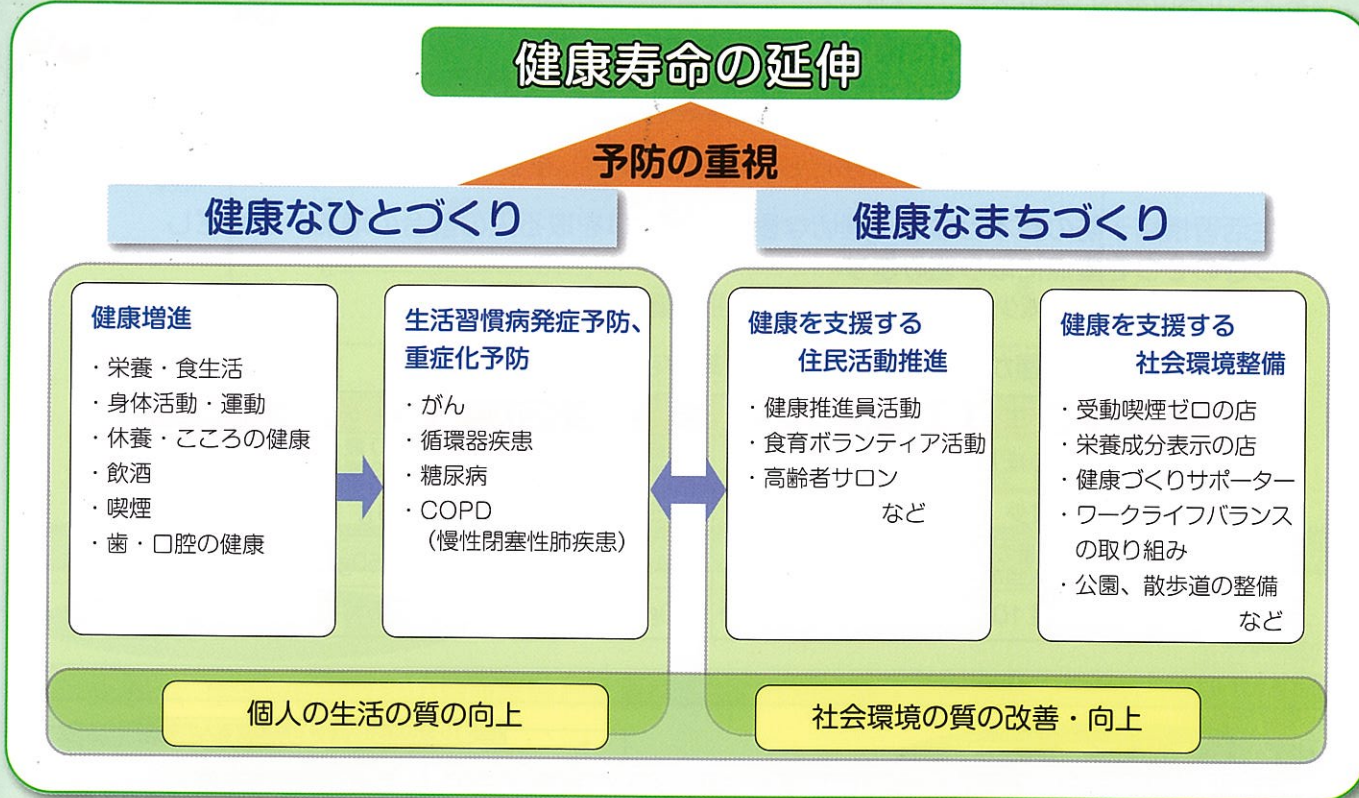


計画の期間

- 計画の期間は、平成 25 年度から平成 29 年度の 5 年間とします。
- 目標値については、健康日本 21（第二次）にあわせて、平成 34 年度を目標年度とします。計画の最終年度である平成 29 年度に達成状況を評価し、計画の見直しを行います。

計画の概念図



健康寿命の延伸

- 健康寿命とは、健康上の問題で、日常生活が制限されことなく生活できる期間をいいます。

| 主な指標 | 現状 (H22) | 目標 (H34) |
|---------------------------------|--------------------------|-----------------|
| 健康寿命の延伸 (日常生活に制限のない期間の平均の延伸) | 男性 70.67 年 女性 72.37 年 | 平均寿命と健康寿命の差を縮める |
| (日常生活動作が自立している期間の平均の延伸) | 男性 79.08 年 女性 83.50 年 | |

目標値の設定については、平均寿命と健康寿命との差に注目します。この差は日常生活に制限のある『不健康な期間』を意味します。

* 日常生活に制限のない期間

健康な状態を、「日常生活に制限がないこと」とし、国民生活基礎調査の設問を計算に用いたもの。

| | 滋賀県 | 全国 |
|----|-------|-------|
| 男性 | 70.69 | 70.42 |
| 女性 | 72.37 | 73.62 |

* 日常生活動作が自立している期間

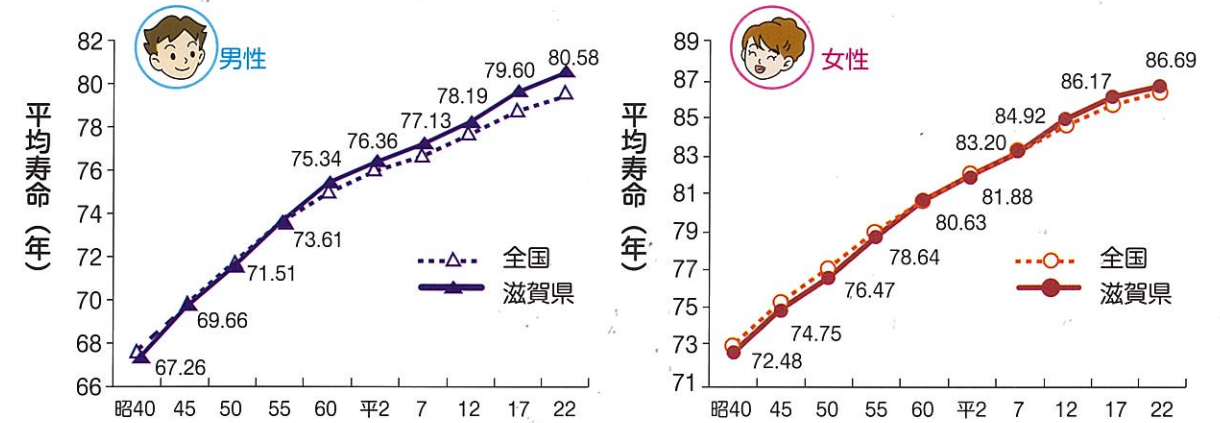
健康な状態を、「日常生活動作が自立していること」と規定し、介護保険の要介護度の要介護 2～5 を不健康な状態とし、それ以外を健康な状態とする。

| | 滋賀県 | 全国 |
|----|-------|-------|
| 男性 | 79.08 | 78.17 |
| 女性 | 83.50 | 83.16 |

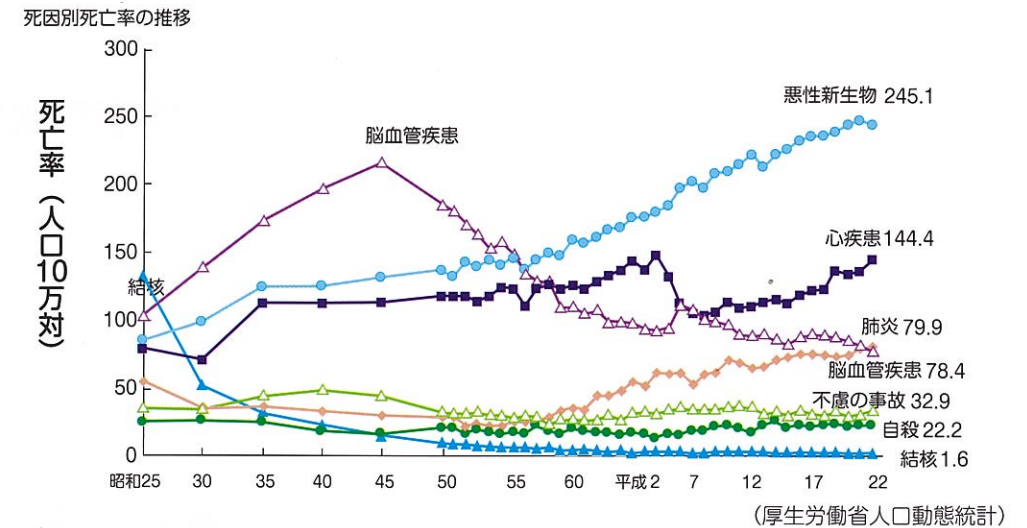
県民の健康状況

- 「平均寿命」については、全国と同様に伸びており高い水準となっています。

厚生労働省「平成 22 年（2010 年）都道府県別生命表」
厚生労働省「第 21 回生命表（完全生命表）」

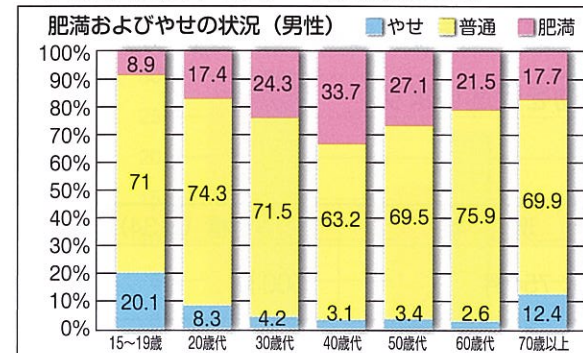


- 本県の悪性新生物による死亡率は、昭和57年に死因順位第 1 位となり、現在も増加を続けています。



- 主な生活習慣の状況（平成 21 年度「滋賀の健康栄養マップ」調査）

40 歳代の男性の 3 人に一人は肥満でした



15～19 歳の女性の 3 人に一人はやせでした

